

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である  
 選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

被相続人

第11・11の2表の付表3 (平成二十一年一月～三月分用)

1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

この欄は、特例の対象として特定同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1単位 当たりの 時価	② 相続又は遺贈によって取得した株式(出資)の単位数	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の単位数	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 ( $⑤ \times \frac{10}{100}$ )	⑦ 課税価格に算入する価額 (③-⑥)
	申告期限における役職名		③ 価額 (①×②)	⑤ 価額 (①×④)		
選択した特定同族会社株式等		円	株・円・口	株・円・口	円	円
			円	円		
合計			A			

(注) 1 ①欄は、相続開始時の価額を記入します。ただし、選択した特定同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表付表3の2の⑦欄又は⑧欄の金額を記入します。  
 2 ⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に記入します。  
 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細

この欄は、特例の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合に記入します。

贈与年月日	法人名	特例の適用を受ける取得者の氏名	① 1単位 当たりの 時価	② 相続時精算課税に係る贈与によって取得した株式(出資)の単位数	④ ②のうち特例の対象として選択した株式(出資)の単位数	⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額 ( $⑤ \times \frac{10}{100}$ )	⑦ 課税価格に算入する価額 (③-⑥)
届け出た税務署名		役員であった期間(その期間における役職名)		③ 価額 (①×②)	⑤ 価額 (①×④)		
			円	株・円・口	株・円・口	円	円
		( )		円	円		
		( )					
		( )					
		( )					
		( )					
合計				B			

(注) 1 ①欄は、贈与時の価額を記入します。ただし、選択した特定受贈同族会社株式等について租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項に規定する会社分割等があった場合には、第11・11の2表の付表3の2の⑦欄又は⑧欄の金額を記入します。  
 2 ⑦欄の金額と⑧欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑨欄の金額の合計額を第11の2表の「2 相続時精算課税適用財産(1の④)の明細」の③の「価額」欄に記入します。  
 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細を記載して添付してください。

3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額

この欄は、「1のA」の金額と「2のB」の金額の合計額を記入してください。

A + B 円 ← (この金額が10億円を超える場合には、特例の適用を受けることはできません。)

(注) 小規模宅地等の特例を適用した場合には、第11・11の2表の付表1の「3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算」の⑤欄の価額を上記「A+B」の金額を限度として、特定(受贈)同族会社株式等を特定事業用資産の特例の対象として選択することができます。

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄  
 年分  
 名簿番

※ この表における租税特別措置法施行令は、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)による改正前の租税特別措置法施行令のことをいいます。